

1 高圧ガスの輸入について

高圧ガスの輸入をした者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号、以下「法」又は「保安法」という。）第22条第1項の規定により、高圧ガスが陸揚げされた後、都道府県知事の輸入検査を受け、当該高圧ガスの性状及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはなりません。

ただし、輸入した高圧ガス及びその容器につき、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、これが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事（又は指定都市の長）に届け出た場合は、この限りではないと定められています。

（輸入検査）

第22条 高圧ガスを輸入した者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが通商産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は通商産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合
- 二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
- 三 通商産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
- 四 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める場合

2～4 省略

当協会では、平成12年9月から、指定輸入検査機関として兵庫県知事の指定を受け、高圧ガスの輸入検査業務を行っています。

つきましては、兵庫県内で高圧ガスを輸入される方（法人又は個人）は、当協会あて輸入検査申請書（以下「申請書」という。）を提出していただければ、輸入検査を実施し、輸入技術基準に適合している場合は輸入検査合格証（以下「輸入検査合格証」又は単に「合格証」という。）を発行いたします。

合格証を受け取ったらすぐに、輸入した者（以下「輸入者」という。）から、直接、指定輸入検査機関輸入検査受検届出書（以下「受検届」という。）を、陸揚げ地を管轄する都道府県知事又は指定都市の長に届け出てください。

従前は、当協会に輸入検査申請書の受付時に受検届をお預かりし、当協会から提出してきましたが、陸揚げ地からの輸入ガス搬出に間に合わない場合がありますので、この度から同様式をお預かりしないこととしました。

都道府県又は指定都市では、電子申請で受け付けており、より早く簡便に受検届を提出することができますので、何とぞご理解をお願いします。

（注） 令和2年12月28日付官報（号外特108号）の経済産業省令第92号により、**押印を求める手続きの見直し（押印の廃止・削除等）**の一部を改正する省令が定められ、当協会への輸入検査申請書も**押印不要**となっていますので、本書「高圧ガス輸入検査マニュアル」の申請様式（**㊟なしの申請書**）をご利用ください。

2 高圧ガスの定義等

高圧ガスとは、保安法により、温度 35℃において圧力（ゲージ圧）1 MPa（メガパスカル）以上の圧縮ガス又は 0.2 MPa 以上の液化ガスをいいます。

※ 高圧ガスとは（法第2条）

圧縮ガス	常用の温度において圧力が 1 MPa 以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が 1 MPa 以上であるもの又は温度 35 度において圧力が 1 MPa 以上となる圧縮ガス
アセチレン	常用の温度において圧力が 0.2 MPa 以上となる圧縮アセチレンガスであって現にその圧力が 0.2 MPa 以上であるもの又は温度 15 度において圧力が 0.2 MPa 以上となる圧縮アセチレンガス
液化ガス	常用の温度において圧力が 0.2 MPa 以上となる液化ガスであって現にその圧力が 0.2 MPa 以上であるもの又は圧力が 0.2 MPa となる場合の温度が 35 度以下である液化ガス
液化シアン化水素 液化ブロムメチル 液化酸化エチレン	

ただし、次のものは高圧ガスではありますが、法第2.2条第1項ただし書きの規定により、輸入に関して法の適用を除外されておりますので、輸入検査は不要です。

輸入の具体的手続等の詳細は、輸入するものに応じた問い合わせ先（※）へお問い合わせください。

- (1) 高圧ガスタンカーによる液化石油ガス（LPG）、液化天然ガス（LNG）等の輸入
- (2) 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバー、エアサスペンション、ドアクローザー等：不活性ガス又は空気を封入したものであって、その作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であり、かつ、再充填できない構造であるもの）内の高圧ガス（様式等詳細は、“高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて”（別添1）をご参照ください。以下、(3)～(7)において同じ。）を輸入する場合
- (3) 自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス（イ 毒性ガス以外、ロ 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造、ハ 再充填できない構造、ニ 容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器の規格に適合）を輸入する場合
- (4) 自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスを輸入する場合
- (5) 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）内における高圧ガスを輸入する場合
- (6) 国際相互認証圧縮水素自動車燃料装置用容器内、国際相互認証天然ガス自動車燃料装置用容器内又は国際相互認証圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合
- (7) 航空法第10条の規定に適合する容器内における高圧ガスを輸入する場合
- (8) エアゾール、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ等であって、試験成績書（本邦若しくは外国の検査機関、当該エアゾール製品等の製造者、又は輸入者

が作成したもの)を税関へ提出したもの、その他商品見本、個人用貨物として税関が認めたもの(様式等詳細は、“高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて”(別添2)をご参照ください。)

【高圧ガス輸入に当たっての問い合わせ先(※)】

- ◎ 輸入検査手続に関して(陸揚地が兵庫県内の場合)

一般社団法人兵庫県高圧ガス保安協会
〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3番28号
兵庫県中央労働センター3階
電話 078-341-7358 F A X 078-341-6534

- ◎ 高圧ガス保安法等に関して(陸揚地が神戸市内の場合)

神戸市消防局予防部危険物保安課
〒650-8570 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所4号館(危機管理センター)3階
電話 078-325-8528 F A X 078-325-8525

- ◎ 高圧ガス保安法等に関して(陸揚地が神戸市以外で兵庫県内の場合)

兵庫県危機管理部消防保安課産業保安班
〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県災害対策センター5階
電話 078-361-9826 F A X 078-361-9916

- ◎ エアゾールの輸入に関して

一般社団法人日本エアゾール協会
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1丁目10番4号
丸石ビル2階
電話 03-5207-9850

- ◎ ライターの輸入に関して

一般社団法人日本喫煙具協会
〒111-0056 東京都台東区寿3丁目19番5号
電話 03-3845-6121

- ◎ 関係団体

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 検査課
〒105-8447 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル
電話 03-3436-6104

3 輸入にあたっての考え方

高圧ガスの輸入にあたっての考え方をお示しします。

なお、**陸揚地が兵庫県内**である場合を前提としてご説明しますので、陸揚地が他府県である場合には、その陸揚地を管轄する都道府県へお問い合わせください。

また、輸入手続以外に、保安法上遵守すべき事項として、主に次の4点ありますが、これらについては、**兵庫県庁又は神戸市消防局（以下「県・市」という。）**で所管していますので、詳細は、**問い合わせ先（※）の所管課**へお問い合わせください。

高圧ガス貯蔵許可等の規制・・・・・・・・通関までの輸入高圧ガスの存置が該当
高圧ガスの移動基準の遵守・・・・・・・・通関後の輸入高圧ガスの移送が該当
高圧ガスの販売事業届等の規制・・・・・・・・輸入者が輸入高圧ガスを販売する事業が該当
高圧ガスの容器等の規制・・・・・・・・輸入した高圧ガス容器の表示等が該当

さて、実際に高圧ガスを輸入しようとする場合、あらかじめ、高圧ガスの輸入をしようとする者（以下「輸入者」という。）が輸入高圧ガス及びその容器について、**輸入検査技術基準に適合するよう発注段階で輸入先と調整**しておくことが大切です。

基本的には、輸入検査技術基準として、輸入高圧ガスの内容物確認試験（以下、単に「**内容物確認試験**」という。）と容器に関する安全度試験（以下「**容器安全度試験**」という。）に合格することと定められていますが、輸入検査方法として、どちらも記録等（輸入先からの受入データ可）で確認する方法が認められています。

したがって、**陸揚地での輸入検査は、輸入先からの受入データと輸入品との照合のみ**です。ので、事前の準備を整えておいてください。

しかしながら、輸入全般として高圧ガスの管理面でみると、一般的な保税品の管理と異なり、危険性という観点から、専門の担当者のいない保税場所での高圧ガスの管理は困難であり、できるだけ早く保税場所を離れ、荷受先へ搬出することが重要です。

輸入高圧ガスは、陸揚後すぐに輸入検査及び通関を済ませて、その日のうちに荷受先へ搬出するのが理想的です。

特に、管理の困難な可燃性ガスや毒性ガスの輸入の場合、保税場所に輸入高圧ガスを存置する間、昼夜を問わず、輸入者は専門の担当者を保税場所に常駐させる等の対策が必要です。**（万が一の輸入ガス漏洩事故対応の体制も整えておく必要があります。）**

また、移動関係の通達に「**駐車時間が概ね2時間を超える場合には貯蔵関係の規定に抵触する**」と記載されており、輸入高圧ガスの数量が3,000 kg（液化ガス）又は300 m³（圧縮ガス）以上となると、高圧ガス貯蔵所の許可又は届出の手続きが想定されます。

貯蔵許可が必要な場合、陸揚日直前の申請では許可の取得が間に合いません。
（県・市所管課に申請を提出してから許可を得るまでに一定の期間がかかるため。）

そもそも、**多量の高圧ガスの長時間の存置を認めない保税上屋が多い**ので、保税地域内に高圧ガス貯蔵所を常設した保税場所を有する保税上屋などで、**安心して輸入検査を受検できるよう**、陸揚地や受検場所を選定する必要があります。

上記のことをすべて考慮したうえ、輸入高圧ガスは、保税場所での存置を必要最小限にとどめ、**可能な限り速やかに搬出**できるよう手配するなど、**適切な輸入計画**を立てる必要があります。

4 輸入計画時の確認

輸入者が事前に確認し準備しておくべき事項はいくつかありますが、そのうち、高圧ガスの輸入を計画する段階で、保安面での確認項目は次の(1)～(8)のとおりです。

- (1) 輸入しようとするものが保安法で定義された高圧ガスに該当するか。
- (2) 輸入しようとする高圧ガス（以下「輸入高圧ガス」という。）は、輸入検査を受けなければならないものに該当するか。
- (3) 輸入目的（使用目的）はなにか。
- (4) 輸入高圧ガスは、どのような性質（可燃性、毒性等の別、温度と圧力）か。
- (5) 輸入高圧ガスは、どのような容器（容器の製造国、規格等）で輸入されるのか。また、日本国内で再充填するのか。
- (6) 輸入高圧ガスの数量はいくらで、**充填量は適正か。また**、その合計量は、3,000 kg（液化ガス）又は300 m³（圧縮ガス）以上か。
- (7) いつ頃、どこの港又は空港で陸揚げされ、輸入検査までの保税場所はどこか。
- (8) 輸入検査及び通関後、いつ、どこへ、どのような運送方法で搬出するのか。

上記のうち、輸入しようとするものが、(1)及び(2)に該当すれば輸入検査は必要です（『2 高圧ガスの定義等』参照）が、この場合、保安法上の輸入手続きの準備以外にも(3)～(8)に応じて、**諸手続等準備が必要**となります。

5 輸入計画時の準備

高圧ガスの輸入に際して、保安上準備すべき事項の概要は次のとおりです。

- (1) 輸入目的（使用目的）

高圧ガスを輸入する場合、直接、輸入検査との関連はありませんが、例えば、輸入高圧ガスをユーザーに販売する場合、販売所ごとに、法第20条の4に規定する販売事業の届出が必要となります。（**販売所が兵庫県内の場合**は**県・市所管課への手続き**）

このように、輸入目的によって高圧ガスの輸入を制限されることはありませんが、国内での用途に応じて他の規制がかかる場合がありますので、それらの点も確認して準備しておく必要があります。
- (2) 輸入検査技術基準

輸入検査技術基準には、一般高圧ガス保安規則第45条の3等で**「高圧ガスに関する内容物確認試験」と「容器に関する安全度試験」**の2つが定められており、輸入検査の合否判定として、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（以下「製造細目告示」という。）第12条の16に適合していることを確認します。（**別添3参照**）

したがって、輸入者は、輸入高圧ガス及び容器について、発注段階であらかじめ、検査技術基準適合するよう、それらのデータの確認・入手等について輸入先と十分調整しておくことが重要です。

 - ① **「高圧ガスに関する内容物確認試験」**においては、製造細目告示第12条の16第1項第1号ハに基づき、圧縮ガス（アセチレンを除く。）にあつては、容器の耐圧試験圧力の5分の3（再充填禁止容器にあつては、5分の4）以下の圧力であり、液化ガスにあつては、その質量が容器則第22条により計算した質量以下であることを求めていますので、**過充填のないよう輸入先と十分に調整**してください。
 - ② **「容器に関する安全度試験」**においては、輸入高圧ガスを充填する容器は、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連邦王国（イギリス）、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストラリア共和国、日本国の高圧ガス容器の

規格（E U指令に基づき、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連邦王国が採用する高圧ガス容器のE N規格又はI S O規格を含む。）に適合するものであることを確認してください。

これらの国以外の規格で製造された容器であれば、法第44条第4項の容器検査の基準に適合することを確認しなければなりません。

輸入後に容器検査を受ける場合、**抜取容器の破壊検査等が必要であり、期間と費用を伴います**ので、あらかじめ、**上記の規格に適合する容器で高圧ガスを輸入する方が合理的**と考えられます。

また、日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器であって、法第44条第4項の容器検査を受けた容器である場合を除き、**日本国内での再充填はできません**ので、この点にも注意してください。

(注) 容器再検査については、法第48条（充填）第1項第5号に基づき、日本国内において高圧ガスを容器に充填する際に容器再検査の合格を確認する制度です。「**容器に関する安全度試験**」においては要件とされていませんが、再検査をせず高圧ガスの充填を繰り返せば、容器の安全性の維持に支障があるものと考え、従前から輸入検査申請書に**容器再検査成績書**の添付を求めています。海外規格においても、同様の制度が存在すると思われますので、輸入者におかれましては、十分に輸入容器の充填時の再検査等の確認をお願いします。

(3) 保税場所の選定

通関までの保税場所は、高圧ガスを存置可能な場所であるか、保税場所の管理者に確認しておきましょう。

特に、輸入高圧ガスの数量が3,000 kg（液化ガス）又は300 m³（圧縮ガス）以上である場合、**概ね2時間以上保税上屋等に存置**すると、高圧ガスの貯蔵とみなされ、事前（存置する前）に、貯蔵所の所有者又は占有者が高圧ガス貯蔵所の許可又は届出の手続きをしておかなければなりません。（**県・市所管課への手続き**）

また、可燃性ガスや毒性ガスの輸入で、万が一、夜間も保税場所に存置する場合、輸入者が専門の担当者を保税場所に常駐させる等の対策を講じてください。

(4) 輸入検査申請の添付書類の準備

内容物確認試験に合格するための確認資料（輸入先からの受入データ）としては、充填証明書、分析証明書が必要となります。（**上記(2)①は、充填証明書で確認**）

容器安全度試験に合格するための確認資料（輸入先からの受入データ）としては、容器証明書又は容器成績書（以下「**容器証明書**」という。）が必要となります。

その他、B/L（Bill of Lading：船荷証券）又はSWB（See Waybill：海運貨物運送状）、インボイス（INVOICE：荷送り状）等を準備してください。

なお、上記添付書類の詳細については、『9「輸入検査申請書」の作成要領』を参照してください。

また、陸揚地での輸入検査では、輸入容器の刻印等と証明書類を照合しますので、特に、確認資料等に誤記や不足がないよう輸入先等と十分に調整してください。

(注) コンテナ船による航海日数の短縮と対欧米諸国とのファックス交信の実施などから、陸揚地における迅速な貨物の引渡しが必要となったため、SWBがB/Lに代わって用いられるようになった。

(5) 通関後の搬出

高圧ガスを運送する場合には、保安法上の手続きは必要ありませんが、法第23条に基づく「**移動の基準**」を遵守しなければなりません。

移動の基準では、運送車両について、警戒標の掲示、イエローカードの携帯義務等をはじめ、高圧ガスの積載方法についても細かく規定されており、さらに、運送する高圧ガスの性質や量に応じて、消火器や防災資機材の携行等も義務付けられています。

す。（詳細は法令をご参照ください。）

特に、可燃性ガス、毒性ガスの通関後の搬出に際しては、移動の基準を内容とした運送計画書を作成して、運送業者に対し周知徹底してください。

(6) 陸揚げから搬出までの管理

輸入者は、輸入高圧ガス（特に毒性の高い特殊高圧ガス）にガス漏れのないよう、輸入先に、**出荷時のガス漏れ点検**について周知徹底を図ってください。

また、万が一、陸揚げ後に**ガス漏れ等の異常**が発見された場合に、直ちに応援を求められることができるよう緊急連絡先事業所を確認しておいてください。

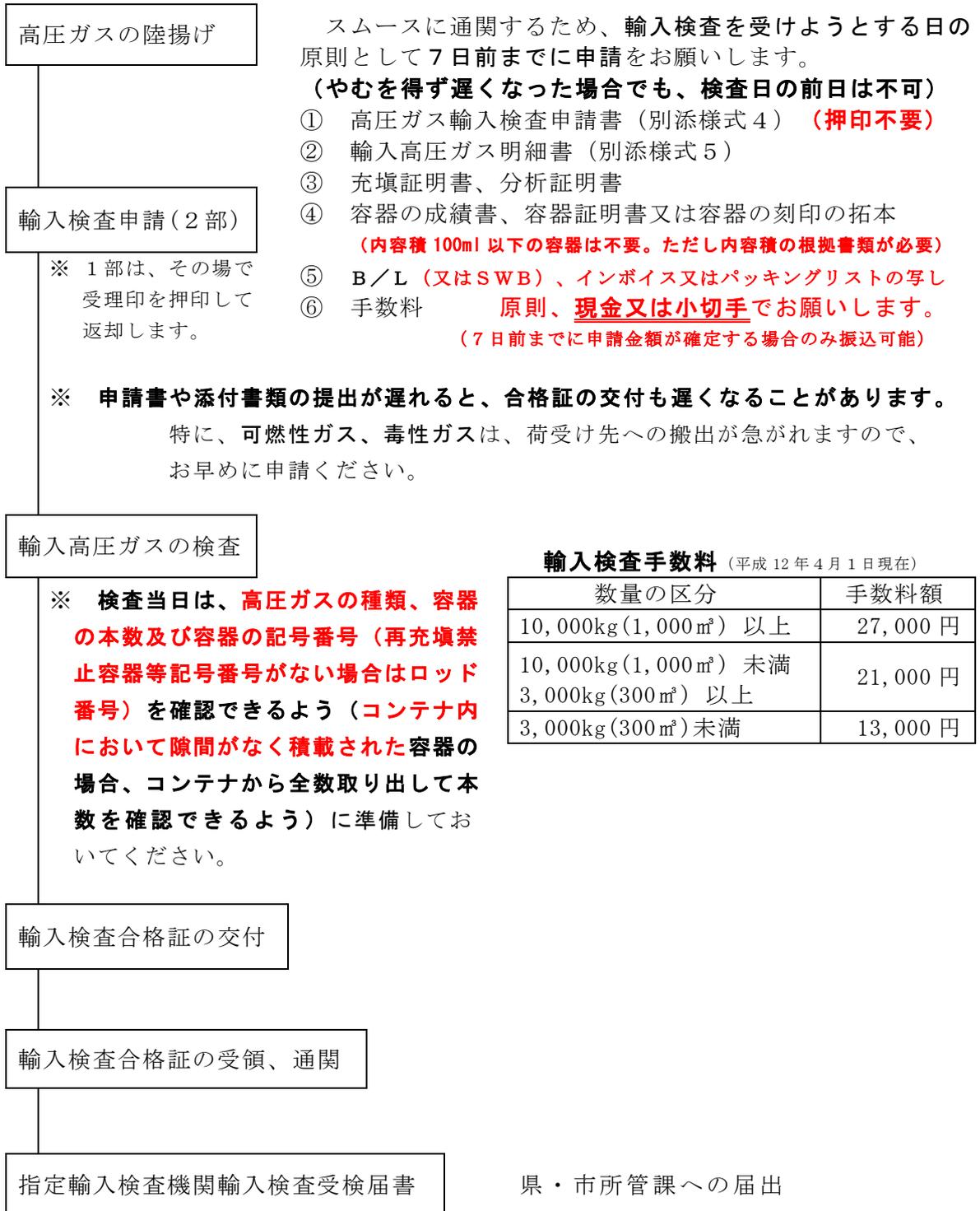
さらに、毒性の高い特殊高圧ガスについては、輸入者は、専門の担当者を派遣し、あらかじめ、ガス漏れ点検を厳重に実施したうえ、輸入検査時に立ち会うよう手配してください。

(注) 万が一輸入ガス（特に毒性）の漏洩が発生した場合、輸入者が責任を持って事故対応等を行わなければなりません。その場合、立会者がガス漏洩を検知し、高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領【制定 20180328保局第2号 平成30年3月30日、最終改正 20230316保局第1号 令和5年3月28日】に定義される噴出・漏えいに該当すると判明したら直ちに、輸入者に連絡し、**立会者が行政への事故通報を行い、適切に下記①～③の事故対応等を行うよう、輸入者から指導**を徹底してください。

- ① 漏洩事故と判明した場合には、高圧ガス事故にあたるので、立会者が、速やかに、県・市所管課に通報するとともに、適切な漏洩ガスの拡散防止対策を講じ、事後措置については県・市所管課の指示に従う。
- ② 漏洩検知の結果、漏洩事故ではないが、検査不可の場合、むやみに毒性ガスを放出できないことから、輸入元にシップバックする、若しくは専門業者に対処を依頼する。
- ③ 今後の輸入元への対応として、輸入元である充填所の変更を検討する等、抜本的な再発防止を図る。

なお、輸入検査において、毒性ガス漏洩等のトラブルを発生させた輸入者については、申請書に「ガス漏れ時の対処方法」の添付を求め、上記①～③について確約してください。

6 輸入手続きの流れ



(注) 検査当日、コンテナ内において隙間なく積載されているため、高圧ガスの種類、容器の本数及び容器の記号番号（再充填禁止容器等記号番号がない場合はロッド番号）を目視により確認できない場合には、検査員から、コンテナから全数取り出し、改めて輸入検査を受検するよう指示する場合があります。

7 輸入検査時の注意事項

(1) 輸入高圧ガスの存置

輸入高圧ガスの数量が3,000 kg（液化ガス）又は300 m³（圧縮ガス）以上で、概ね2時間を超えて保税上屋等に存置される場合、事前に、高圧ガス貯蔵所の許可又は届出の手続きを済ませておいてください。（県・市所管課への手続き）

(2) 輸入高圧ガスの事前チェック

輸入高圧ガスが陸揚げされたら、直ちに漏れの有無をチェックし、異常のないことを確認した後、輸入高圧ガスの数量（容器本数等）を確認してください。

もし、**ガス漏れ等の異常**が発見された場合、毒性ガス等で措置を行うことが危険である場合を除き、軽微なガス漏れであれば、直ちにガス漏れを止める等の必要な措置を講じてください。

既に漏れた容器にガスが残っていない場合、又は、バルブ閉止等によりガス漏れが止まった場合は、残量等を確認し当協会へご連絡ください。（検査直前の場合は、輸入検査員にお申し出ください。）

なお、ガス漏れが止まらない等危険な状態の場合は、直ちに、周囲に危険を知らせ、緊急連絡先事業所に応援を求めるとともに、**県・市所管課**に連絡し指示を受けてください。

(3) 可燃性ガス、毒性ガスの場合の保安対策

特に、可燃性ガスや毒性ガスの輸入は、速やかに荷受先へ搬出するよう手配するとともに、上記のほか、次の①～②の事項に留意し、事前に準備しておいてください。

① 荷受先への搬出に際して、保安法に定められた「移動の基準」を内容とした運送計画書を作成し、運送業者等に徹底させてください。

② 毒性の高い特殊高圧ガスについては、特に厳重に上記の安全対策を徹底するとともに、**外国での出荷時におけるガス漏れ点検結果**を確認してください。

(注) 陸揚げ後に毒性ガスの漏洩が検知された時、安全が確認されるまで輸入検査を中断する場合がありますので、輸入元に対し、ガス漏れが発生することのないよう出荷するガス及び容器について、充填管理や輸送管理等の徹底をお願いします。

(4) 陸揚げ後、高圧ガスの種類・数量等の誤りが判明した場合

輸入検査では、先に提出した輸入高圧ガス検査申請書と相違がないことを確認いたしますので、もし、受検前、**数量等に相違があることが判明した場合は**、直ちに当協会へご連絡ください。（検査直前の場合は、輸入検査員にお申し出ください。）

(5) 高圧ガス容器の規格

輸入高圧ガスを充填する容器は、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連邦王国（イギリス）、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストラリア共和国、日本国の高圧ガス容器の規格（EU指令に基づき、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連邦王国が採用する高圧ガス容器のEN規格又はISO規格を含む。）に適合するものであることを確認してください。

併せて、容器本数等により輸入数量も検査し、容器の規格及び輸入数量等が申請書等の記載内容と相違のない場合には、原則として、その場で合格証を手渡しします。

ただし、申請書の提出の遅れ等により書類審査が完了していない場合には、合格証の発行は後日となりますのでご了承ください。

(6) 通関時の輸入検査合格証の提示について

関税法第70条の規定に基づく高圧ガスの輸入に際する通関時の証明は、原則として、輸入検査合格証により行われることとなります。

8 輸入検査申請書及び検査について

輸入検査申請書等の様式は、A. シリンダー等容器での輸入とB. その他の2種類の様式に分類していますので、例えば、輸入高圧ガスを同じ容積のシリンダーで複数輸入するような場合は『A』を、タンクコンテナ等1つの容器で輸入するような場合は『B』をご使用ください。

また、輸入ガスの充填量が内容物確認試験の基準を満たしていることを確認する書類は『C』を必ず添付してください。

それぞれの様式は次のとおりです。

【A. シリンダー等での輸入検査等申請様式】

輸入検査申請書・・・・・・・・・・様式A-1

輸入高圧ガス明細書・・・・・・・・・・様式A-2

【B. その他の輸入検査等申請様式】

輸入検査申請書・・・・・・・・・・様式B-1

輸入高圧ガス明細書・・・・・・・・・・様式B-2

【C. 充填量が内容物確認試験の基準を満たしていることを確認する書類】 (充填量の基準適合確認書の様式Cを添付)

なお、上記様式については、Excelで作成しています。

必要な方には、当協会ホームページよりダウンロードしてください。

- (1) 陸揚地が兵庫県内である場合のみ、輸入検査申請書を当協会に提出してください。
輸入検査は陸揚地で実施します。
(陸揚地が他府県の場合、当協会では検査できません。)
- (2) 高圧ガスを輸入するときは、**その都度申請**してください。ただし、複数の種類の高圧ガスを同一船舶又は同一航空機に積載して輸入する場合は、1件の申請として提出することができます。(B/Lが1本の場合。)
- (3) 検査申請時に、手数料の振込みを証する控え又は写しを検査申請書の裏面に添付してください。
- (4) 申請書には輸入高圧ガス明細書、B/L(船荷証券)**(又はSWB)**、インボイス(荷送り状)又はパッキングリスト、充填証明書、分析証明書及び容器証明書又は容器成績書(以下「容器証明書」という。)並びに当協会が必要と判断した書類を添付して2部提出してください。(正・副。「副」はコピーで可。)
- (5) 検査において、内容物確認試験及び容器安全度試験に合格すると輸入検査合格となり、合否は、原則として、すべて申請書添付書類で確認します。
(輸入検査時には、申請書添付書類と容器番号等刻印との照合のみとなります。)
また、検査実施時には、「副本」を持参し、申請者が立ち会ってください。
- (6) 検査に合格すると、「輸入検査合格証」を交付します。
- (7) 輸入者は、輸入後、**指定輸入検査機関輸入検査受検届書**を兵庫県知事(又は指定都市の長)に提出しなければなりません**が、合格証を受け取ったらすぐに、輸入者から直接、陸揚げ地を管轄する都道府県知事又は指定都市の長に届け出るようにしてください。**
高圧ガス保安法第22条に基づき、高圧ガスを輸入した者は受検届の提出後でなければ、これを移動できません。

9 「輸入検査申請書」の作成要領

(1) 「輸入検査申請書」の記載要領

記 入 欄	記 載 要 領
「名称」	法人の場合は、商号又は法人名 個人の場合は個人名
「事務所（本社）所在地」	法人の場合は登記上の本社・支店又は 主たる事務所の所在地、個人の場合は住所
「高圧ガスの種類及び数量」	各ガス名ごとの総数量 (圧縮ガスの場合は0℃、0Paにおける 容積を換算で、液化ガスの場合は質量及び 容器の本数を記入)
「陸揚地及び陸揚年月日」	陸揚地は六甲アイランド〇号バースのように 具体的に記入 陸揚げ年月日は船舶又は航空機の入港又は到 着日を記入
「貯蔵又は保管場所」	保税地域（保税上屋、保税倉庫等）であり、 名称と所在地を記入

(2) 「輸入高圧ガス明細書」の記載要領

「輸入高圧ガス明細書」は、ガスの種類ごとに作成してください。

記 入 欄	記 載 要 領
「製品名」	化学名（化学式名）に高圧ガスの状態（液化又 は圧縮）を付して記入 (例) 液化ヘリウム、圧縮酸素
「使用目的」	『半導体産業向け販売』、『自社工場では原料と して使用』など、具体的に記入
「高圧ガスの圧力」	充填圧力をMPa換算で記入し、そのときの温 度(℃)を記入 ただし、圧縮ガスについては、温度35℃のと きの圧力を記入
「高圧ガスの成分」	成分ガスの名称及び組成率（小数点1桁まで記 入） また、人為的に混入したガスは全て記入
記 入 欄	記 載 要 領
「高圧ガスの数量」	容器1本ごとの数量 (圧縮ガスの場合は0℃、0Paにおける 容積(単位m ³)、液化ガスの場合は質量 (単位kg)を記入) 容器の本数及び総質量を記入
「充填事業所」	当該ガスを容器に充填した事業所の名称及び所 在地を記入

「容器の規格名」	当該容器がいずれの国のいずれの法規に基づいて製造されたかを記入 (内容積100ml以下の容器は「該当なし」とすること。)
「規格番号」	具体的に記入 (内容積100ml以下の容器は「該当なし」とすること。)
「容器記号・番号」	当該容器の容器記号・番号又は運用番号（コンテナの場合）を全て記入 （欄内に書ききれない場合は、「別紙」として全て記入したものを添付） (内容積100ml以下の容器は「該当なし」とすること。)
「耐圧試験圧力」	原則として当該容器の耐圧試験圧力の規格値を記入 (内容積100ml以下の容器はカタログ等に記載の値)
「最高充填圧力」	規格値を記入 (規格値がないは「規格値なし」とすること。) (内容積100ml以下の容器は「該当なし」とすること。)
「内容積（又は内容量）」	原則として当該容器の内容積の規格値を記入 (内容積100ml以下の容器は内容積の根拠書類に記載の値)
「容器製造所」	容器を製造した事業所の名称及び所在地を記入
「連絡先」	申請書の「名称」に記載されている法人の担当者又は個人の場合は本人の連絡先を記入 (メールアドレス記載欄を追加)
「代行手続き者」	代行手続きの場合には、代行者の連絡先を上と同じ要領で記入 (メールアドレス記載欄を追加)

(3) 添付書類について

申請書及び高圧ガス明細書の記入事項を客観的に証明するために添付された書類が必要になります。添付書類として次のものを申請書類に添付してください。

① B/L（又はSWB）、インボイス（コピーで可）又はパッキングリスト

- ア 陸揚地が確認できること。
- イ 申請者（購入者）が確認できること。
- ウ 製品名、数量が確認できること。

② 充填証明書

- ア 充填ガス名、数量、圧力、温度及び容器記号・番号（コンテナの場合はコンテナ番号）が記載されていること。
- イ 充填した事業所の責任者の印又はサインがあること。これがないと正式な書類とみなせませんので注意してください。
- ウ 充填年月日が記載されていること。

③ 分析証明書

- ア 主成分の純度が記載されていること。
- イ 小数点1桁以上（単位%）の不純物は全て記載されていること。
- ウ 人為的に混入されたガスについては、全て記載されていること。
- エ 明細書に記載してある容器に充填されたガスについての分析であることがわかること。

オ 分析責任者の印又はサインがあること。これがないと正式な証明書とみなせませんので注意してください。

カ 分析年月日が記載されていること。

④ 容器証明書等（内容積100ml以下の容器は不要。ただし内容積の根拠書類が必要）

ア 公的機関又はそれに準ずる機関が発行した容器証明書等であること。ただし、使い捨て容器については、メーカー等で行う成績書をもって、上記容器証明書等に替えることができます。

イ 容器の規格が確認できるものであること。

ウ 当該容器の容器記号・番号を全て確認できるものであること。

エ 容器の安全確認試験について記載されていること。

オ 容器証明書等が制度上発行されない場合で、充填ガス名、容器内容積、最高充填圧力、耐圧試験圧力及び耐圧試験年月日等必要事項が容器に刻印されているものについては、当該拓本（刻印部分の明瞭な写真でも可）をもって容器証明書等に代えることができます。

カ ファックス、コピー等を利用する場合は、字のつぶれ、にじみ等に注意してください。

⑤ その他必要な書類

ア 液化ガスを輸入する場合であって、当該ガスが充填されている容器が低温容器及び超低温容器のときは、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位kg/l）、それ以外の500l以下の容器に充填されているときは48℃における比重、500lを超える容器のときは55℃における比重が確認できる書類を提出してください。

イ 輸入されるガスの物性データ等を提供していただきます。（法規集に記載されていないガスの場合）

ウ 証明書、容器の規格、物性等の資料については、日本語訳を添付してください。
また、証明書、容器の規格、物性等における見出し及び数値等の重要な箇所にマーキングするなど、見やすく表示してください。